

地方債に係る非居住者非課税制度の開始に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

## 1. 改正の趣旨

平成 19 年 4 月 1 日に「租税特別措置法」(昭和 32 年法律第 26 号。以下「租特法」という。)が改正され、非居住者等が平成 20 年 1 月 1 日以降に支払を受けるべき振替地方債の利子について、一定の要件を充足した場合には、非課税又は源泉徴収不適用(以下「非課税等」という。)の措置を受けることができることとなった(以下この制度を「地方債に係る非居住者非課税制度」という。)。この改正に併せて、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」、「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」及び「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

## 2. 改正の概要

### (1) 間接口座管理機関としての制度参加について

社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「社振法」という。)第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者(外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者)については、租特法第 5 条の 2 第 5 項第 4 号において、適格外国仲介業者が間接口座管理機関となる場合にのみ、その顧客が地方債に係る非居住者非課税制度の適用を受けることができるとされたことから、他の口座管理機関からのみ一般債に係る口座の開設を受けることができることとする。

### (2) 非課税等の扱いとなる振替地方債の記録について

租特法第 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項後段の規定(一定の要件の元に平成 20 年 1 月 1 日以降、所有期間に応じ非居住者等が支払いを受ける振替地方債の利子を非課税等とする規定)の適用を受ける振替地方債を源泉徴収不適用分等口に記録することとする。

### (3) 間接口座管理機関の承認に関する事項について

社振法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者が間接口座管理機関としての承認を受ける場合には、機構に財務状況を記載した所定の書面を提出しなければならないこととする。

### (4) 非居住者等口の新設について

租特法第 5 条の 2 第 1 項又は第 3 項後段の規定の適用を受ける利付債を非課税等の振替債として管理するため、非居住者等口を新設することとする。

### (5) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行日

平成 19 年 11 月 1 日から施行し、平成 20 年 1 月 4 日以降に支払を受けるべき地方債の利子について適用する。

以 上